

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
県中方部の減災に係る取組方針

平成30年5月25日

県中方部水災害対策協議会

目次

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 県中方部の概要と主な課題 | 2 |
| (1) | 地形的特徴等 | 2 |
| (2) | 過去の被害状況と河川改修の状況 | 3 |
| (3) | 主な課題 | 3 |
| 3 | 水災害に対する減災対策の現状と課題 | 4 |
| 4 | 減災のための目標 | 8 |
| 5 | 概ね5年間で実施する取組 | 8 |
| (1) | ハード対策の主な取組 | 9 |
| (2) | ソフト対策の主な取組 | 10 |
| 6 | フォローアップ | 18 |
| | 参考資料 本協議会の構成員 | 19 |

1 はじめに

(本取組の必要性と国の動き)

我が国では、近代的河川改修が実施される以前は水害が日常化し、水害を「我がこと」として捉え、これに自ら対処しようとする意識が社会に根づいていた。その後、近代的河川改修が進み、水害の発生頻度の減少とともに社会のその意識は薄れていった。

一方で、平成27年9月関東・東北豪雨などの施設の流下能力を上回る洪水の発生や気候変動による雨の降り方の変化が予想されていることなどから、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ずあるもの」への意識変革をし、行政、住民等社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

このような背景から、国においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」（以下、「再構築ビジョン」という。）を策定し、直轄河川において各地域ごとに、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会等を設立して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に取り組んでいる。

(福島県県中地方の現状と方針)

福島県においても、昭和30～40年代に河川改修事業が本格化し、昭和39年における改修率は13.1パーセント、平成28年には38.2パーセントと着実に河川整備を進めってきたが、平成23年の台風15号による豪雨や平成27年の関東・東北豪雨では、計画流量を上回る降雨があり、施設整備済み箇所においても洪水被害に見舞われた。

これらを踏まえ、福島県では各部に県管理河川を対象に設置している水災害対策協議会を活用し※「再構築ビジョン」に基づく取組を推進することとし、県中方部では平成29年6月5日の県中方部水災害対策協議会で決定したところである。本書は、「再構築ビジョン」に基づき水防災に向けたハード・ソフト対策を各構成機関が連携し一体的に推進するため、県中方部水災害対策協議会設置要綱第2条に基づき、本協議会が今後概ね5年間で実施する取組を「県中方部の減災に係る取組方針」として取りまとめ、共有するものである。

今後、本協議会の各構成機関は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなど、フォローアップを行うこととする。

※福島県では、8建設事務所単位で8方部の「水災害対策協議会」を平成21年度に設立しているため、既に組織されている協議会の枠組みを活用し、水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、県管理河川を対象とした「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組を推進している。

2 県中方部の概要と主な課題

(1) 地形的特徴等

ア 流域

県中方部は、東側は阿武隈高地に西側は奥羽山脈を擁し、中央部は一級河川阿武隈川が南から北へ流下する比較的平坦な地形で構成されている。東側の阿武隈高地の流域は、浜通り地方へ流下する請戸川、夏井川、鮫川の各二級河川の水系と一級河川の阿武隈川へ流下する水系に分かれている。西側の奥羽山脈の流域は、会津地方を経て日本海に流下する一級河川の阿賀野川水系と県北地方へ流下する阿武隈川水系に分かれる。

阿賀野川水系は、標高500m以上の源流部にあたり、急流河川であるが、猪苗代湖に流入する区間で一部緩流となっている。

二級水系は、高地の急流部から平地部に流れ込み、太平洋流下している。

イ 洪水・氾濫

阿武隈川本川を中心とする平坦部は、流域が広く勾配も穏やかなことから梅雨や台風に伴う長雨による水害が多く、一度破堤や溢水をすると広い範囲が浸水し被害も大きくなる傾向にある。

阿武隈高地や奥羽山脈を中心とする山間部は、流域が小さいが局地的な集中豪雨により水位が急激に変化したり、土砂の流出を伴うことが多く、被害面積は小さいが宅地、耕地の流失や、家屋の破壊など、深刻な被害が生じることも多い。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

県中方部においては、洪水に対する浸水被害の解消を目的として昭和30～40年代より本格的な河川改修事業が進められてきており、ほ場整備や区画整理と一体となった河川整備や水害の再発防止のための改良復旧事業による河川整備も進められてきた。

しかし、近年において河川周辺の市街化の進行に伴い市街地を中心とした浸水被害が度々発生しており、特に昭和61年8月の台風10号による豪雨では、郡山市の中心部を流れる逢瀬川や谷田川で堤防の決壊による浸水被害、須賀川市の市街地を流れる釈迦堂川や滑川、また、三春町、田村市の市街地を流下する桜川、大滝根川では溢水による浸水被害が発生し、その被害は浸水面積4.2km²、被災家屋棟数（床上、床下、半壊、全壊の合計）1,264棟に及んだ。

平成10年8月の豪雨では逢瀬川、釈迦堂川の他に郡山市の市街地を流れる南川や笛原川においても浸水被害が発生し、また、桜川、大滝根川、牧野川、隈戸川においても浸水被害が発生した。

平成23年9月の台風15号による豪雨では、玉川村、矢吹町を流下する阿武隈川で堤防の決壊による浸水被害が発生した。郡山市や須賀川市では、整備済の堤防の決壊はなかったが、水位が計画高水位を上まわり、内水が排出されず堤防周辺の広い範囲において浸水被害が発生した。

このため、これらの地域において、家屋の浸水被害を解消すべく、河川改修事業を現在も実施中である。

(3) 主な課題

県中方部における水災害に対する主な課題は、以下のとおりである。

- ア 近年、各河川における計画規模以上の降雨が生じている。
- イ 近年、時間雨量50mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している。
- ウ 阿武隈川は、流域が広いことから水位の高い時間が長くなり、内水による浸水が生じやすい。
- エ 河川の流下能力が不足している箇所や堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している状況にある。
- オ 河川延長が長いため、河川改修に時間を要しており、浸水被害の発生が懸念される。
- カ 各河川の上流部は山地や高地にあり、流域が狭く断面が小さい。また、河床勾配も急である。このため、急激な水位上昇が起こりやすく、堤防・護岸等の施設被害の発生が懸念される。
- キ 一方、河川の改修が進んでいる箇所においては、洪水等による氾濫被害が減少する中で、沿川の人々の洪水等に対する危機意識を向上させる必要がある。

3 水災害に対する減災対策の現状と課題

県中方部における減災対策の現状と課題を活動等により分類し、とりまとめると以下のとおりである。

(1)情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

| 項目 | 現状○と課題● | |
|-------------------------------|---|------------|
| ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及び時点 | <p>① 災害発生のおそれがある場合は、気象台長、県中建設事務所長から関係市町村長に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報に係る情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>② 避難を必要とする区域を示す洪水浸水想定区域図は、主要な河川の計画規模降雨による区域図となっており、それ以上の降雨時の避難すべき区域が明らかになっていない。</p> <p>① ホットラインについて、適切な時点で確実に実施する必要がある。</p> <p>② 計画規模を超える降雨による洪水浸水想定区域を明らかにする必要がある。</p> | 1-1 1-2 |
| イ 避難勧告等の適切な時点での発令 | <p>① 長らく大規模水害が発生していないため、避難勧告等を発令した経験が無い市町村が多い。（平成29年10月1日時点）</p> <p>① 避難勧告等を適切な時点で発令するよう徹底する必要がある。</p> | 2 |
| ウ 避難場所・避難経路 | <p>① 長らく大規模水害が発生していないため、住民の防災意識の薄れがみられる。（平成29年10月1日時点）</p> <p>① 住民が安全、迅速に避難できるよう徹底する必要がある。</p> <p>② 新たなハザードマップの作成や更新、その活用方法を住民に伝える必要がある</p> | 3-1 3-2 |

(1)情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|-------------------|--|-----|
| エ 住民等への情報伝達の体制や方法 | <p>① 従来の防災行政無線と広報車等による屋外からの呼びかけは、屋内にいる人に伝わらないことが多いため、テレビ、ラジオ等の放送や携帯電話への緊急通報など、多様な手段による伝達手段の整備が進められている。</p> <p>② 水位周知や洪水警報を発表しているが、多くの住民等の防災行動につながっていない。</p> <p>① 全ての住民に河川水位や避難に関する情報等が的確に伝わるよう伝達手段を整備する必要がある。また、それが避難行動につながるよう周知徹底する必要がある。</p> <p>② 危険の切迫度等がわかりやすく、水防活動や避難行動の判断につながる情報に工夫が必要である。</p> | 4-1 |
| オ 避難誘導体制 | <p>① 避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>① 災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者の迅速な避難を確保する必要がある。</p> | 5 |

(2)水防に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|----------------|---|-----|
| カ 河川水位等に係る情報提供 | <p>① 災害発生の恐れがある場合は、気象台長、県中建設事務所長から関係市町村長に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報に係る情報伝達（ホットライン）を実施している。【再掲】</p> <p>② 河川水位、雨量情報等について、気象台及び県HPや報道機関を通じて情報提供している。</p> <p>③ 気象台が洪水警報・大雨（浸水）警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を提供している。</p> <p>① ホットラインについて、適切な時点で確實に実施する必要がある。【再掲】</p> | 6-1 |
| | <p>② 気象台及び県が提供している河川水位等に係る情報について、継続的に広報する必要がある。</p> | 6-2 |

| | | |
|--|---|-----|
| | ③ 気象台が洪水警報・大雨（浸水）警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値について利用促進を図る必要がある。 | 6-3 |
|--|---|-----|

(2)水防に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|------------------------|--|-------------------|
| キ 河川の巡視区間 | <p>① 出水期前に関係市町村、水防団（消防団）及び県で重要水防区域の合同点検を実施している。</p> <p>② 出水時はもちろんのこと、定期的に河川巡視を実施している。</p> <p>① 優先的に水防活動を実施すべき箇所について特定し関係市町村、水防団（消防団）、県が共有する必要がある。</p> | 7 |
| ク 水防訓練、水防活動の広報 | <p>① 水防活動を担う水防団（消防団）について、水防活動に関する専門的な知見の習得や情報を共有する機会が少ない。</p> <p>② 水防団員（消防団員）が減少・高齢化している。</p> <p>③ 大規模工場等において、自衛水防の取組が求められている。</p> <p>① 水防団（消防団）に対し、水防活動に関する知見の習得や情報を共有する機会の提供が必要である。</p> <p>② 水防団員（消防団員）の確保・育成が必要である。</p> <p>③ 大規模工場等の自衛水防の取組促進が必要である。</p> | 8-1 8-2 8-3 |
| ケ 水防資機材の整備、防災拠点施設の機能確保 | <p>① 関係機関の水防倉庫に水防資機材を備蓄している。</p> <p>② 市町村庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設を指定している。</p> <p>③ 停電が発生した場合においても、非常用発電機により72時間分の電力を確保している。</p> <p>① 水防資機材の不足、劣化状況の確認、関係機関の備蓄情報の共有が必要である。</p> <p>② 防災拠点となる関係機関の庁舎について、大規模水害時においても適切に機能を確保する必要がある。</p> | 9-1 9-2 |

(3)氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|--------------------|--|------|
| コ 排水施設、排水資機材の操作・運用 | <p>① 出水期前に排水樋門の操作点検を実施している。</p> <p>② 大規模水害により築堤区間が破堤した場合、想定される排水量が多く、現状の施設では早期に社会機能を再開できない恐れがある。</p> <p>① 既存の排水施設や排水系統を考慮し、排水計画を検討する必要がある。</p> | 10-1 |

(4)河川管理施設の整備に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|------------------------------|--|------|
| サ 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 | <p>① 河川計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備、河道掘削などを推進している。</p> <p>② 堤防の漏水や侵食等、越水以外にも洪水に対する危険が高い箇所について整備を推進している。</p> <p>① 河川計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道について、引き続き整備する必要がある。</p> | 11-1 |
| | <p>② 堤防の漏水や侵食等、越水以外にも洪水に対する危険が高い箇所について引き続き整備する必要がある。</p> | 11-2 |

4 減災のための目標

我が国は梅雨や台風にともなう豪雨により、尊い人命や貴重な財産が奪われるとともに、社会経済活動に多大な影響を与える水害がたびたび発生していることから、このような痛ましい被害を無くするという強い決意のもと、

「人命を守る観点から、避難行動をとるべき者が適切な避難を実施し、逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」

「社会経済への影響をできるだけ小さくする観点から、重要施設を管理者と連携して保全するなどにより、地域社会機能の継続性を確保すること」

を目指し、県中方部における水災害に対する減災対策の現状と課題を踏まえ、各構成機関が連携して平成29年度から平成33年度の5年間で達成すべき目標を以下のとおりとする。

【5年間で達成すべき目標】

- 1 住民の避難行動のきっかけとなる情報伝達が確実に行われる体制を構築する。
- 2 地域の水防災意識の向上を図るために水害危険性を周知する。
- 3 水災害の軽減を図るために水防活動の効率化及び水防体制の強化を推進する。

5 概ね5年間で実施する取組

河川及び氾濫区域の特徴に応じた減災対策の推進へ。

- 1 施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生することを前提に、より実効性のある「住民目線のソフト対策」に取り組む。
- 2 過去の洪水被害の軽減を目標に、河川整備も着実に推進する。
- 3 上記の対応策の進捗について、毎年、フォローアップを行うほか、整備の進展や氾濫区域内の土地利用の変化に応じて、取組内容も適宜見直しを行う。

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

【主な取組み内容】

- 1 洪水時等に気象台や河川管理者等から提供される情報について各市町村が内容及び提供されるタイミングを確認する。
- 2 構成機関のウェブサイトや広報誌等を用い、河川水位等の情報を住民へ適切かつ確実に伝達する。
- 3 県が作成する想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を踏まえ、各市町村が洪水ハザードマップの作成、周知や他市町村への情報共有を行う。
- 4 住民や関係機関が連携した避難訓練、水防訓練の実施を検討・調整する。

(1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|---|-------|--------------------------|--------------------|
| (1) 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） | | | |
| ア 河川整備の推進 (ア) 右支夏井川（小野町） (イ) 逢瀬川（郡山市） (ウ) 桜川（郡山市） (エ) 滑川（須賀川市） (オ) 今出川・北須川（石川町） (カ) 大滝根川（田村市） (キ) 谷田川（郡山市） (ク) 南川（郡山市） (ケ) 徳定川（郡山市） (コ) 愛宕川（郡山市） (サ) 笹平川（須賀川市） 等 (シ) 河川の堆砂除去・伐木・除草の推進 (ス) 洪水調節機能を有するダムの適切な施設管理 | | 引き続き実施 1 1-1 1 1-2 | 福島県 郡山市 須賀川市 |
| (2) 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 | | | |
| ア 水防資機材の充実 | 9-1 | 引き続き実施 | 福島県 市町村 |
| イ 円滑な避難活動や水防活動を支援するためのCCTVカメラ、簡易水位計（危機管理型水位計）や量水標等の整備の推進 | 6-2 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

(2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1 住民の避難行動のきっかけとなる情報伝達が確実に行われる体制を構築する。

【円滑かつ迅速な避難のための取組】

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|--|------------|--------------|-------------------|
| (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | |
| ア 洪水時等における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミングの確認 <p>(ア) 洪水時等の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時等に気象台や河川管理者等から市町村に提供する気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングを確認する。</p> <p>(イ) 直接市町村長等に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。</p> | 1-1 6-1 | 平成29年度から順次実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認 <p>(ア) 「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。</p> <p>(イ) 市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。</p> <p>(ウ) 避難勧告等の発令判断基準の目安となる基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの予定を共有し、その進捗状況について確認する。</p> | 2 | 平成29年度から順次実施 | 気象台 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|--|--------------------------|--------------|-------------------|
| (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | |
| ウ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知 | | 平成29年度から順次実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| <p>(ア) 水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。</p> <p>(イ) 「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。</p> <p>(ウ) 洪水警報・大雨（浸水）警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。</p> | 4-1 4-2 6-2 6-3 | | |
| エ 情報通信技術等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実 | | 平成29年度から検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| <p>(ア) 「川の防災情報（国土交通省提供サイト）」や、河川流域総合情報システム（福島県提供サイト）等、国と県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。</p> <p>(イ) 気象庁HP等を活用した情報提供と利活用について促進を図る。</p> <p>(ウ) 緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。</p> | 4-1 4-2 6-2 | | |
| オ 隣接市町村等への広域避難体制の構築 | 3-1 | 平成29年度から検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| <p>(ア) 各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。</p> | | | |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|--|-------|----------------|-------------------|
| (1) 情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | |
| カ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援 (ア) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 (イ) 避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。 | 5 | 平成29年度から順次実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| キ 洪水警報の危険度分布等の提供及び気象情報発信時の「警報級の可能性」や「危険度を色分けした時系列」等の発表・改善 (ア) 警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さをサポートする。 | 4-2 | 平成 29 年度から順次実施 | 気象台 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

2 地域の水防災意識の向上を図るため水害危険性を周知する。

【住民等への周知・教育・訓練に関する取組】

大規模水害発生時において適切に避難行動ができるよう、水防災意識の再構築に向けた平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|---|-------------------|------------------|-------------------|
| (1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | |
| ア 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有 (ア) 国又は県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する（なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。）。 | 1-2 3-1 3-2 | 引き続き実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| イ 洪水ハザードマップの作成・改良と周知 (ア) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。 (イ) 「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成 28 年 4 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室) 等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。 | 3-1 3-2 | 平成29年度から 順次実施 | 福島県 市町村 |
| ウ まるごとまちごとハザードマップの促進 (ア) 各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」(生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示)の取組状況を共有するとともに、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」(平成 29 年 6 月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室) 等を参考に、取組の推進について検討・調整する。 | 3-1 3-2 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実 (ア) 各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。 (イ) 住民の水防災意識を高め、地域防災力向上のための自主防災組織の充実を図る。 | 3-1 3-2 5 | 平成29年度から 検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|---|------------|----------|-------------------|
| (1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | |
| オ 防災教育の促進 <p>(ア) 防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。</p> <p>(イ) 小中学校等における水防災教育を実施する。</p> <p>(ウ) 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施する。</p> | 3-1 3-2 | 引き続き実施 | 気象台 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|---|-------------------|------------------|------------|
| (2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 | | | |
| ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 <p>(ア) 危機管理型水位計(※)の配置計画を検討・調整する。</p> <p>※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。</p> <p>(イ) 河川監視用カメラの配置計画(設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む)を検討・調整する。</p> | 4-1 4-2 6-2 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| イ 河川防災ステーション等の整備 <p>(ア) 河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。</p> | 9 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| ウ 避難場所、避難経路の整備 <p>(ア) 避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、近隣工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。</p> | 3-1 3-2 | 平成29年度から 検討実施 | 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

3 水災害の軽減を図るため水防活動の効率化及び水防体制の強化を推進する。

【的確な水防活動のための取組】

水防団(消防団)等との情報共有の不足や、水防に関する各種広報への支援不足が懸念されるため、水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|---|------------|------------------|-------------------|
| (1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 | | | |
| ア 重要水防箇所の確認 (ア) 河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。 | 7 | 引き続き実施 | 福島県 市町村 |
| イ 水防資機材の整備等 (ア) 各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。 (イ) 河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。 | 9-1 | 引き続き実施 | 福島県 市町村 |
| ウ 水防訓練の充実 (ア) 毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施する。 (イ) 県と市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。 (ウ) 水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。 (エ) 多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。 | 8-1 | 引き続き実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| エ 水防に関する広報の充実 (ア) 各構成員の水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。 | 8-2 | 平成29年度から 検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| オ 水防団間での連携、協力に関する検討 (ア) 大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。 | 8-1 8-2 | 平成29年度から 検討実施 | 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|--|------------|------------------|------------|
| (2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | | | |
| ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 (ア) 洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。 | 4-1 4-2 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 (ア) 市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。 | 9-2 | 平成29年度から 検討実施 | 市町村 |
| ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進 (ア) 洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 (イ) 浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。 | 8-3 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

【氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組】

現状の排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に関する情報共有の不足等が懸念されるため、氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|---|------------|------------------|------------|
| (3) 気象台 | | | |
| ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 (ア) 洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。 | 10 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| イ 浸水被害軽減地区の指定 (ア) 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。 | 4-1 4-2 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

【その他】

災害対応にあたる人材育成等の支援の不足等が懸念されるため、災害時及び災害復旧に対する支援及び災害情報の共有体制の強化に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 対策開始目標時期 | 取組機関 |
|---|-------|------------------|-------------------|
| (4) その他 | | | |
| ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化 (ア) 国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るために方策について検討・調整する。 | - | 平成29年度から 検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| イ 災害情報の共有体制の強化 (ア) 各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。 | - | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”的数字は、前述の「3 水災害に対する減災対策の現状と課題」の内容と対応

※県中方部の減災に係る取組方針に基づく主な「取組内容」及び「スケジュール」については、別記とする。

6 フォローアップ

- (1) 各構成機関の取り組む内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。
- (2) 各構成機関が取り組む内容が達成できるよう本協議会構成員は、支援・協力をを行うこととする。なお、今後の技術開発の動向等を収集したうえで、隨時、取組方針を見直すこととする。
- (3) 本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

参考資料 本協議会の構成員

本協議会の構成機関及び構成員は、以下のとおりである。

| 構成機関 | 構成員 |
|-----------------|-------|
| 郡 山 市 | 市 長 |
| 須 賀 川 市 | 市 長 |
| 田 村 市 | 市 長 |
| 鏡 石 町 | 町 長 |
| 天 栄 村 | 村 長 |
| 石 川 町 | 町 長 |
| 玉 川 村 | 村 長 |
| 平 田 村 | 村 長 |
| 浅 川 町 | 町 長 |
| 古 殿 町 | 町 長 |
| 三 春 町 | 町 長 |
| 小 野 町 | 町 長 |
| 郡山地方広域消防組合消防本部 | 消 防 長 |
| 須賀川地方広域消防本部 | 消 防 長 |
| 気象庁福島地方気象台 | 台 長 |
| 福島県県中建設事務所 | 所 長 |
| 福島県県中地方振興局県民環境部 | 部 長 |

本協議会のアドバイザーは、以下のとおりである。

| アドバイザー |
|-----------------------|
| 国土交通省東北地方整備局河川部 |
| 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 |
| 国土交通省東北地方整備局三春ダム管理所 |